

令和4年度

子育て 応援企業を 募集します!!

仕事と子育てが両立できる
企業ってカッコいいよね!



子育て応援企業とは?

市民や従業員に対する子育て支援の取り組みを積極的に進めている企業の中で、豊橋市が認定しています。豊橋市内に本店・支店などの事業所がある企業や個人商店・法人格を有する団体等が対象となります。

認定企業:市内179社354事業所
(令和4年4月1日現在)

応募期間

令和4年9月1日～10月31日

応援企業になるとどうなるの?

以下のメリットがあります!

- 市のホームページやSNSで企業名や取り組みを紹介
- 自社の求人広告やチラシ・ホームページ・商品に「子育て応援企業認定マーク」を使用可能
- 豊橋市が発注する公共工事の入札(総合評価落札方式)における、評価項目の加点
- 豊橋市主催イベント「子育て応援フェス」への参加によるPRが可能
- 子育て応援企業の従業員向けの優待制度
- 赤ちゃんの駅登録のための費用補助

令和3年度はこんな取り組みが評価されました!!

子育て家庭に優しい

最優秀賞

第一生命保険株式会社

「はぐみんカード」協賛企業としての登録や「とよはしハグっこマーク」、「マタニティマーク」の掲示など、子連れのお客さんへの配慮



地域の子どもに優しい

優秀賞

株式会社クライム

交通安全の出前授業や店内探検ツアー、洗車体験など、地域の子どもたちにやさしい取り組みを実施



従業員のワークライフバランスに優しい

優秀賞

株式会社花田工務店

社員と家族の懇親会や誕生日休暇の実施、子育ての充実を理由とした在宅勤務制度の導入など、働きやすい職場づくり



特別賞

レントック大敬株式会社

産休・育休取得中の社員が、取得経験のある社員と話す座談会を開催するなど、働きやすい環境づくり



豊橋市子育て応援企業

募集要項

認定基準

取り組み項目が、取り組み分野①～③のうち、2つ以上の分野に該当し、かつ配点の合計が5点以上の場合に認定となります。

認定までの流れ

応募 ▶ 審査 ▶ 認定証交付
認定企業のうち特に優れた取り組みを行っている企業を表彰します。

応募方法

令和4年9月1日～10月31日(消印有効)に、認定申請書を郵送、メール、または直接、子育て支援課へ提出してください。※申請前に取り組み項目の記入方法等についてご相談いただけます。



豊橋市子育て応援企業
認定マーク

対象となる取り組み例(対象期間:過去3年間)

取り組み分野	取り組み項目	配点
1 子育て 家庭に やさしい	赤ちゃんの駅に登録 ★補助制度あり	2
	はぐみんカードに協賛企業として登録	2
	ハグっこ・マタニティマークを表示し、子育てにやさしい環境づくりに取り組んでいる	1
	キッズスペースを設けるなど、子どもが楽しく過ごせる工夫をしている	1
	子育て家庭を対象としたイベントなどの開催・協力をしている	1
	その他特色あるサービスを提供している(おむつ、おしりふきの提供など)	1 1項目につき
2 地域の 子どもに やさしい	職場体験・見学に協力している	2
	こども110番の家への登録や通学時の見守りなど、子どもの安全対策に取り組んでいる	2
	子どもが参加する地域の行事に協力している	1
	子育て支援に取り組む市民活動団体の活動を支援している(東三河フードバンクへの食品寄附など)	2
	その他特色ある取り組みをしている(従業員のボランティア活動への支援など)	1 1項目につき
3 従業員の ワークライフ バランスに やさしい	法定を上回る就業制度の創設	2
	育児・介護休業法の遵守に加え、その他独自の制度が利用できるような職場づくりに取り組んでいる	1
	過去3年間に、育児休業を取得した従業員がいる(男性が取得した場合はさらに2点)	2(4)
	愛知県ファミリーフレンドリー企業の登録	1
	厚生労働省くるみんマークの認定	2
	その他従業員に対し特色ある結婚・子育て支援を行っている(従業員と家族の懇親会、産育休従業員向け座談会の開催など)	1 1項目につき



★赤ちゃんの駅登録のための
費用に対し助成します
(子育て応援企業認定促進事業補助金)

補助対象事業費 ● おむつ交換台や授乳用備品の購入費など
補助対象者 ● 豊橋市子育て応援企業又は申請中の企業など
補助金の額 ● 補助対象事業費の2分の1(上限額2万円)
※1事業所につき1回限り補助。※申請前にご相談ください。

子育て応援企業の募集要項は右面をご覧ください ➡

豊橋市こども未来部子育て支援課

豊橋市こども未来部子育て支援課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 ☎0532-51-2325

豊橋市子育て応援企業の募集及び制度についての詳細、申請書のダウンロード
<http://www.city.toyohashi.lg.jp/17842.htm>



Instagramとブログで情報発信中!!ぜひご覧ください



教えて!社労士さん



経営者 社労士

男性従業員の育児休業取得は応援したいけど、必要な書類を作ったり代わりの従業員を雇用したり、やるのが多くて費用もかかるなあ...



そんな企業さん向けに国から補助金が出る「両立支援等助成金」という制度がありますよ!「出生時両立支援コース」や「育児休業等支援コース」というメニューがあって、男性従業員が育児休業を取得する際に要件を満たすと、補助金が出るんです!

そうなんだ!知らなかったよ!要件ってどんなことをすればいいのかな?



例えば従業員との面談や、子の看護休暇を設けるなど、男性従業員が育児休業を取得しやすくなることが条件となります。

なるほど。あと、社会保険料が免除されるって聞いたことがあるけど...



その通りです!条件を満たせば、企業・従業員ともに社会保険料が免除になる可能性があるんですよ。

ありがとう、勉強になったよ!みんなが育児休業を取れるようにがんばってみよう!



一緒にがんばっていきましょう!

両立支援等助成金(出生時両立支援コース)とは

- 要件**
- 中小企業であること
 - 従業員の育児休業制度の周知をすること
 - 就業規則などを整備すること
 - 子どもの出生後8週間以内に連続5日以上の子育て休業を取得させること

交付額 **20万円** (さらに加算される要件あり)

代替要員を雇用した場合は
最大65万円!!

5日経過後の翌日から
2か月以内に申請

申請までの流れ(例)

従業員への周知
就業規則の整備
(育児に関する休暇など)



本人と面談等を行い
取得の意向や
取得時期を確認



出生から8週間以内に
育児休業取得
(連続5日以上)

育児・介護休業法の改正について

令和3年6月に育児・介護休業法が改正されました!
令和4年4月から段階的に制度が変わります!

時期	内容
令和4年4月~	● 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化 ● 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
令和4年10月~	● 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設 ● 育児休業の分割取得が可能
令和5年4月~	● 育児休業取得状況の公表の義務化(従業員1,000名超の企業のみ)

制度改正
ご存知ですか?



「雇用環境整備」ってどんなことをするの?

- 育児休業&産後パパ育休に関する研修の実施、相談窓口の設置
- 取得事例の収集&提供
- 制度と育児休業取得促進に関する方針の周知



「産後パパ育休」ってなに?

- 子の出生後8週間以内に、育児休業とは別に最大4週間休業できる制度
- 2回まで分割して取得可能

仕事と家庭の両立プランナーを派遣してもらえる

制度整備や育児休業取得・復帰する従業員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替などについて専門家が無料でアドバイスします。

詳しくはこちら→

